

夫の死後、夫の両親から墓守や介護時に支えることを強要され悩んでいる
妻からの相談・支援

■人権キーワード

ひとり親家庭、女性、子ども

■相談の主訴

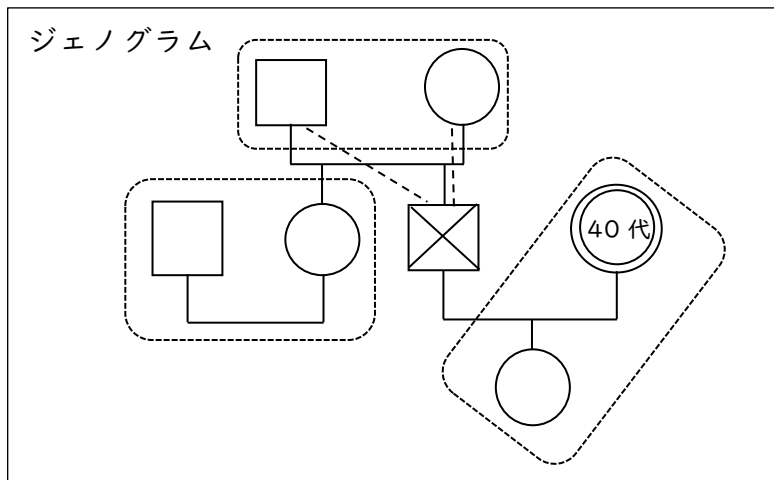
他界した夫の実家のお墓の守をしてほしいこと、将来は両親の介護をしてほしいことを夫の両親等から強要されている。義理の娘である私に、その義務があるのか教えてほしい。

■相談者の状況

40代、女性、安定した仕事に就いている。

■家庭状況

- ・ 夫は3年前に他界し、相談者（母親）と娘（高校生）の二人暮らし。
- ・ 夫の実家は遠方にあり、両親が二人で暮らしている。夫の妹（既婚）は実家の近くに住んでいる。



■相談に至った経緯

どこに相談していいかわからないので話を聴いてほしいと、市人権相談に相談が入る。

■相談内容

- ・ 夫は両親から大事に育てられ、両親からの期待を寄せられ過ぎて、実家からのプレッシャーが嫌で、夫は実家と距離をおいていた。相談者と実家との間は悪くはなかった。
- ・ 生前、夫はお酒の問題があって働けなくなり、ずっと相談者が家計を支えていた。夫婦関係が破綻していた訳ではない。

- ・ 家計が苦しい時、夫の両親に子育て援助や金銭の援助を求めたが、援助してもらえなかった。娘の子育てを相談者が一人でしていた。夫の妹は両親から援助を受けていた。
- ・ 夫の両親から「長男の妻である事に変わりはない。今後も自分たちの面倒をみて、お墓の守をするように」と言いつけられた。夫の妹は「家は長男が継ぐもの」と言っていて、相談者の話を聞かない。親族間での話し合いの時に「今後も義理の両親の面倒をみる。墓を継ぐ。」という内容の書類にサインをさせられた。
- ・ 子どものこともあり、縁を切ることまではしたくないが、全て受け入れたくはなく、このままでは縁切りの話になりかねない。現に、娘は親族の話し合いの場で叔母（夫の妹）と激しい言い合いになったことがある。
- ・ 娘は海外に留学したことがあり、将来は海外に定住したいという思いがあり、「家」に縛られることを嫌がっている。
- ・ 夫の両親の介護や墓の管理をしなければならない義務はあるのか、サインした書類に何かの効力が生じるのか、をどこに相談すべきかわからない。

■対応

- ・ 法的義務は恐らくないと思われるが、今後の話し合いに向けた情報として、弁護士から正しい知識を得ておくことは有効ではないか、と助言。弁護士相談を案内した。
- ・ 長男の妻だからという理由で、墓守や義理の両親の介護を一身に背負う義務はないこと、妻の立場でも意見は表明していいこと、意見を述べる権利はあり、お互いが意見を尊重し、話し合いを進めていくことが大切であることを助言。市男女共同参画推進センターを紹介した。

■評価および今後の課題

- ・ 法的な助言が必要であり、適切に弁護士相談を誘導できている。また、ジェンダーに関わる相談機関へ適切に誘導できている。
- ・ 両親や義理の妹にある「長男」や「家」という昔からの考え方は、家庭や職場をはじめ地域や社会におけるジェンダー課題の根源である。
- ・ アサーション（自分の意見）に関する社会への情報発信と啓発の必要性がある。
- ・ 義理の両親に介護が必要となった時のために、高齢介護担当部署やケアサービス関係機関から介護サービス等の情報を得ておく。
- ・ 死亡した配偶者の親族との姻族関係を終了させることができる「姻族関係終了届」の情報を得ておき、必要時に提出も検討する。
- ・ 将来的にお墓の管理が難しい場合は、永代供養や民間企業による代行サービスの情報を得ておく。
- ・ 姻族関係終了届のメリット
 - ①義父母との関係がうまくいっていない場合は、精神的な苦痛から逃れることができる。

- ②扶養を命じられるかもしれない事態や同居の場合の互助義務が消滅する。
- ③祭祀承継者をほかの親族に引き継いでもらえる。
- ④子と配偶者の両親との血縁関係は保たれたままとなる
- ⑤亡くなった配偶者の遺産は相続できる。
- ⑥遺族年金は受給できる。※ただし、再婚して支給の要件を満たさなくなった場合は遺族年金の支給は停止される。
- ・姻族関係終了届のデメリット
 - ①亡くなった配偶者の親族を頼ることができなくなる。
 - ②住まいや墓は自分で用意することになる。
 - ③義父母や義兄弟姉妹と顔を合わせる場合に気まずくなる。

■連携が想定される資源・利用が想定されるサービス等

- 大阪弁護士会
- 市町村の無料法律相談
- 大阪府母子・父子福祉センター
- 大阪府子ども家庭センター
- 大阪府立男女共同参画・青少年センター（ドーンセンター）男性のための相談
- 大阪府母子父子福祉推進委員
- 市町村の福祉事務所（ひとり親家庭相談機関） 母子・父子自立支援員
- 市町村の子育て担当部署
- 市町村の男女共同参画推進センター 男性お悩み相談
- 市町村の人権相談担当部署
- 人権文化センター
- 人権協会・人権地域協議会
- 市町村の高齢介護担当部署
- 地域包括支援センター
- 市町村の社会福祉協議会
- 民生・児童委員
- 人権擁護委員
- 学校（こどもの通う）
- スクールソーシャルワーカー
- スクールカウンセラー
- 相談者の職場
- 母子・父子・寡婦福祉資金
- 大阪府国公立・私立高等学校等奨学のための給付金及び授業料支援補助金など進路選択支援に関わる制度